

**Q&A ご質問と回答**  
**中小企業海外展開支援事業～基礎調査、案件化調査及び普及・実証事業～**

項目	No	Q	A
本事業全般について			
ODA 案件化	1	基礎調査、案件化調査は、ODA の連携、案件化を目指すものと考えますが、普及・実証事業につながることを指すのですか。	出口の1つが普及・実証事業ですが、技術協力、資金協力、民間連携ボランティア等、様々な ODA との連携も想定します。また、提案企業のビジネス展開により途上国の開発に寄与することを目指していく視点も有しています。
制度活用	2	【普及・実証事業】 普及・実証事業が3つ（基礎、案件化、普及・実証）のスキームでステップアップしていくことが想定されます。BOP など他のスキームからも普及・実証事業に進むことができますか。	基礎調査、案件化調査を経ずに、普及・実証事業へ応募することは可能です。また SDGs ビジネス調査（旧： BOP ビジネス連携調査）から普及・実証事業に進んだ事例もあります。
契約締結	3	【普及・実証事業】 「契約締結、事業開始 2018 年 2 月以降」とありますが、採択された法人が必要書類を 1 月初旬～中旬に提出の場合、契約締結は 1 月となる可能性もありますか。	普及・実証事業契約締結の前提として、先方政府との協議議事録（M/M）締結を必要としており、採択後、一定の時間が必要となります。今回の募集については、2017 年 12 月に採択を予定しているため、1 月中の契約締結は現実的には難しいと考えます。
地元経済・地域活性化	4	地元経済・地域活性化の実績がないのですが、どのようなことを書けばよいですか。	実績がない場合、今後の見込みや想定を記載してください。
対象国	5	前回の公示では対象外であったバングラデシュが今回は含まれているため、対象国として考えていますが、何か留意点はありますか。	募集要項の「第 4 事業の内容」にある各国事業実施上の留意点を参照ください。 具体的な制限についてはその時々々の安全状況によって変化するため、調査計画通りのスケジュールでの調査が実施できない可能性もあります。余裕を持ったスケジュールでの調査計画策定をお願いします。
対象国	6	中国は対象国ですか。	対象国ですが、中国に対する ODA は、日本国民の生活に直接影響する越境公害、感染症、食品の安全等協力の必要性が真に認められる分野でごく限られたものを実施しています。
対象国	7	ロシアは対象国ですか。	対象外です。
対象国	8	モルドバ共和国は対象国ですか。	対象国です。但し、現地 JICA 事務所はありませんので、ご注意ください。
事前調査	9	外部人材コンサルタントが応募対象国に現地事務所を有して居り、その現地事務所職員（外部人材コンサルタント検討者）を通じて、提案事業調査の対象となる各機関へのヒアリング、現場確認等を行った場合は、事前の現地調査となるのでしょうか。	事前調査として企画書に記載いただけます。
協議議事録	10	【普及・実証事業】 カウンターパート、JICA、当社間の 3 者間協議議事録（M/M）に、契約金額（内訳を含む）を記載する必要はないですか。	必要ありません。

協議議事録	11	【普及・実証事業】 協議議事録（M/M）は、企画書の審査で採択後に貴機構との契約前に提出するものと理解しておりますが、可能であれば、応募時に提出することも可能ですか。また、事業実施国政府関係機関と弊社との2者間での協議が有効となりますか。	普及・実証事業の前提となる協議議事録（M/M）は、採択後に提案法人、先方政府、JICAの3者間で締結するものを有効としています。
機材の所有権	12	【普及・実証事業】 先方政府とビジネスの話が進み成約に至った場合、機材を販売してもよいですか。その際はJICAとの業務委託契約に記載ある利益控除された金額で売する必要がありますか。	JICAとの業務委託契約の枠外での販売は特に妨げません。その際の販売額もJICAとの業務委託契約に従う必要は特にありません。
提出書類			
会社概要	13	当社では、「会社（団体）概要」を示す既存のパンフレット等を準備していませんがそのような場合はどうすればよいのでしょうか。	「会社（団体）概要」を記した資料を作成し、ご提出ください。HPのコピーでも構いません。
企画書	14	カウンターパートとの協議が進み、Letter of Intentなども取得できそうですが、企画書では、既定の別添資料以外は審査の対象とならない、とあります。Letter of Intentを企画書の中にPDFでペーストすれば審査の対象となりますか。	カウンターパートとの間の合意等は特段JICAとして求めていませんが、企画書上に記載いただく等は可能です。
企画書	15	受注実績としての「事業展開の為の事業（調査）」には、無償協力事業等のODA案件は含まれますか。	無償資金協力事業等のODA案件が含まれます。
企画書	16	企画書における「本項目は、…」等の罫線で囲まれた指示文記載箇所には、何か記載する必要がありますか。	罫線部分、青字部分は記載事項に関する解説や留意事項を記載しておりますので、提案企業に記載いただく箇所ではありません。
調査・事業内容（分野、期間・実施体制・人材配置等）			
分野	17	【普及・実証事業】 様式3、企画書、企画書要約の、2.対象分野に、「※最も親和性の高い分野を一つ選択してください・・・」とありますが、別添資料3、よくある質問の26番（事業分野について）には「複数分野にまたがる提案事業の内容が、対象国の重要課題の解決に寄与するのであれば・・・一分野に絞る必要はありません。」となっています。一分野だけか、複数分野でも可能ですか。	対象分野の絞り込みに留意はいただきたいですが、結果として複数分野となることは支障ありません。

外部人材	18	【普及・実証事業】 商社に勤務する従業員を外部人材として活用することを想定しています。普及・実証事業で購入する機材の輸送を当該商社が受注する場合は、「外部人材として認められない例」にあたりますか。	当該商社の従業員を外部人材とすることは、原則として可能です。但し、複数社から見積書を取り付ける等、輸送業者選定の経緯について、説明責任を果たすことが条件となります。
外部人材	19	【普及・実証事業】 普及・実証事業の応募を考えているが、格付難易度については、業務主任者は2～3号を目途と理解してよいですか。	業務の難易度を勘案し、2～3号を目途としております。
外部人材	20	2017 年度格付けと基準月額表で3号 13年以上 910,000円とありますが、同格付けの外部人材を2名配置する予定です。(チーフアドバイザー、技術責任者)2名配置しても問題ないですか。	企画書に記載ある事業目的を達成するための必要最低限の投入であれば、計上可能です。
外部人材	21	「外部人材」はコンサル会社関係者を意味するのですか。提案法人がすべて完結できる場合、「外部人材」を招かなくても良いですか。また、外部人材を招く場合でも、大学の先生やコンサルタント社以外の有識者を招くことはできますか。	外部人材はコンサルタント以外に、他企業の技術者、金融機関、中小企業診断士、大学教員、地方公共団体やNPO職員、個人等、提案企業以外の法人、個人を指します。提案法人で完結できる場合は、外部人材の配置は必須ではありません。また、大学教員やコンサルタント会社以外の有識者の配置も可能ですが、調査実施に必要な人員が過不足ないかは契約交渉の場で確認させていただきます。
外部人材	22	外部人材として個人事務所を営むコンサルタントは可能ですか。	経理処理(積算)ガイドライン12頁記載の通り、個人でも可能です。ただし、外部人材のその他原価、一般管理費の経費率は所属分類により異なるため、当該外部人材が法人として契約するのか個人事業主として契約するのかを契約交渉にて確認させていただきます。
外部人材	23	セキュリティガードの費用は、見積金額に計上するの必要がありますか。	セキュリティガードの備上費の計上はできますが、案件採択後の契約交渉時にその必要性について説明いただく必要があります。
外部人材	24	「外国籍の方も業務従事者、外部人材の対象となる」とありますが、応募対象国に外部人材コンサルタントの現地事務所があり、その現地事務所の職員を外部人材としてアサインする事は可能ですか。	可能です。但し、経理処理(積算)ガイドライン10頁の表に記載の「外部人材向け基準月額」は、あくまで上限金額ですので、見積書をとるなど当該国のコンサルタントフィーの相場を確認し、適正な外部人材経費を算出することが、経済性の面で推奨されます。
外部人材	25	外部人材所属法人の役員が、社外取締役(非常勤)として提案法人の役員を兼任しているが、資本関係はなく、両会社間の商取引もほとんどない場合、実質的支配関係にはないと理解されると考えてよいですか。または、実質的支配関係にはない場合でも役員を兼任している場合は、当該役員は外部人材とはできないという取り扱いがありますか。	本件は経理処理(積算)ガイドライン9頁の図「外部人材として認められない例」で示している「役員等の兼務」にあたる可能性がありますので、関連法令の条文を踏まえて「実質的支配関係にないこと」を書面により案件採択後にご説明いただき、その後契約交渉の場で協議をさせていただきます。 ちなみに、「支配関係」の定義にかかる関連法令の一例としては次があります。 ・会社法(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)第二条三号及び四号、会社法施行規則(平成十八年二月七日法務省令第十二号)第三条 ・法人税法(昭和四十年三月三十一日法律第三十四号)

			第十二条十二の七の五
外部人材	26	コンサルタントは外部人材として計上するのですか。	JICA との業務委託契約の中で直接人件費を計上するのであれば、外部人材としてください。計上しないのであれば、補強として参加することも可能です。
外部人材	27	JICA との業務委託契約締結前に、外部人材と契約書を交わしておく必要がありますか？また、外部人材との契約書を JICA に提出する必要がありますか。	JICA との業務委託契約履行期間内のみの業務を外部人材に委託する場合は、JICA との業務委託契約締結後に同契約内容を踏まえ、外部人材と契約書を交わしてください。外部人材との契約書は、外部人材の人件費の精算の際に証拠書類として必要ですので、その際に外部人材との契約書の写しを JICA に提出ください。
外部人材	28	「チーフアドバイザー/〇〇〇〇」の名称記載に際して、外部人材の業務内容が「機器の使用トレーニング」、「機器の設置」、「現地における御客との折衝」「現地政府との対応」 etc.、と従事する仕事の内容が異なる場合、どの様に明記すれば宜しいでしょうか？又は、「チーフアドバイザー/外部人材」と明記すれば良いですか。	募集要項でいうチーフアドバイザーの位置づけは、①専門的知見を有する「外部人材」として配置されている②外部人材から1名をチーフアドバイザーに指名するとの観点から、かならず「チーフアドバイザー／(専門分野)」を明記願います。 業務経験年数や業務内容を勘案し、[2017 年度格付と基準月額表]に沿って格付を提案願います。
外部人材	29	外部人材の配置は何人まで認められますか。外部人材の経費の上限はありますか。	外部人材の配置総数・経費に制限はありませんが提案法人配置総数とのバランスも勘案する必要があります。
外部人材	30	外部人材でコンサルタント会社を一人で設立・運営している場合、「その他原価及び一般管理費等の経費率(各々上限)」における[上記以外の法人(B)]が適用され、その他原価 75%、一般管理費等 40%で計算してよいですか。	1名での運営であっても、法人としての登録があれば、経理処理(積算)ガイドライン p.12「表3」の区分でいう「個人(c)」ではなく「コンサルティング企業(a)」または「上記以外の法人(b)」としての計上が可能です。 (a)か(b)かは、同表記載の定義により区別されます。)ただし、会社組織としての経費を計上する以上は、会社として従事者を支援する体制をとれることを前提とします。
業務従事者	31	提案法人外の会社で働く A 社員が、その所属する会社とは関係なく、個人的に提案法人要員として参加する場合は、「外部人材」ではなく「補強」の扱いとなるのでしょうか？ その場合の日当、飛行機の Class 等級はどうなるのでしょうか。	A 社員の所属会社が兼業を認めていることが前提となりますが、個人資格で参加することは可能です。補強又は外部人材とするかは提案法人の判断となりますが、外部かつ機材等の優先契約がないことが前提となります。補強における日当、宿泊料、航空券の取扱いは、提案法人の社員と同様の取扱いとなります。
業務従事者	32	同一人物を提案事業者が異なる二つの企画書において外部人材あるいは主任技術者として重複配置することは認められますか。	重複登用・配置は、認められますが同時期に重複配置が生じないように配置計画に留意願います。併せて、業務過多や派遣頻度等配置計画にも留意願います。
業務従事者	33	日本以外の国籍の人材も業務従事者とすることができますか。	可能です。但し、業務主任者、チーフアドバイザーの場合は、報告書作成能力など、高い日本語能力があることが前提となります。
業務従事者	34	中小企業と国の研究機関との技術融合で、途上国へのイノベーションを想定した案件を考えていますが、国の研究機関はどういう立場になりえるのでしょうか。外部人材になりますか。	当該研究機関の同意を前提に、外部人材、もしくは補強になり得ます。補強の場合は提案法人の中に入り、直接人件費としては計上の対象になりません。

業務従事者	35	複数名のチーフアドバイザーを業務従事者として提案できますか。	提案できません。チーフアドバイザーは1名のみです。
業務従事者	36	業務従事者名簿において、企業社内人員の場合でも、学歴には学校名を記載しなければならないのですか。専門学校卒・大学卒・大学院卒の区分で経費が変わるのであれば、区分のみとし学校名までは社内個人情報流出規定により最低限の流出に留めたいと考えています。	JICAとして記載内容確認の可能性を確保する観点から、提案時提出書類には記載をお願いします。ただし、御要望あらば、ある程度多数（不特定ではなくとも）の目に触れる契約書においては学校名を記載しないことも可能です。
業務従事者	37	2017年度格付と基準月額表の標準業務経験年数について、Xさんは10年A社で、5年はB社で働いた場合、単純に15年の経験年数となるのでしょうか？それとも今回申請する製品に対する経験年数でしょうか。	業務経験年数の通算合計で積算可能です。本件事例の場合はA社10年及びB社5年の15年で提案願います。
業務従事者	38	「経理処理(積算)ガイドライン」10頁、(ア)直接人件費単価の設定の表2「2017年度格付と基準月額表」に記載の「標準業務経験年数」に達しない場合は、「業務の内容・難易度」に応じた格付にはできないのですか？例えば、「標準業務経験年数」が13年に満たない業務従事者を3号にはできないのでしょうか。	経理処理(積算)ガイドラインに記載のとおり、原則としては「標準業務経験年数」に達しない業務従事者を上位格付することはできません。
業務従事者	39	業務格付けと基準月額の説明について、上限という表現がありません、上限より低く設定することは問題ないですか。	あくまで上限設定であるため、上限内の任意の額で設定することは可能です。
事業内容	40	【普及・実証事業】サービス業の海外展開を中小企業支援スキームで行いたいですがその際、ノウハウ移転型、ライセンスフィー方式での事業は認められますか。	提案いただくことは可能です。
事業内容	41	【普及・実証事業】複雑化した課題への対応や大規模／高度な製品を導入する場合は、上限1億5000万円との事であるが、具体的にはどのような場合が該当するか。「複雑化した課題」とは。「大規模」とは。「高度な製品の導入」とはどのようなものか教示願います。	開発課題が複数分野に及ぶ場合、普及・実証事業の対象範囲が広範囲又は複数のサイト等に及ぶ場合、医療機器や観測・分析精密機器、システム等を駆使した場合等がこれらに当たります。
事業内容	42	【普及・実証事業】提案製品・技術にCOCOMに抵触する技術が含まれている可能性がある場合、現地対象国用に仕様変更をすれば、本事業の機材対象となりますか。	輸出規制関連令（安全保障輸出管理による規制、外為法等）に抵触するものは不可です。その仕様変更により製造販売実績が全くない物品となる場合は本事業の対象とはなりません。一方、実績ある製品・技術の現地適性化（「カスタマイズ」）レベルであれば、対象となります。

			そのレベルについては、提案を踏まえ、契約交渉等において確認します。
資格要件・提案要件			
大学連携	43	大学とコンソーシアムを組んでの応募は可能ですか？また、大学研究者の人件費の計上は可能ですか。	大学は本事業の参加資格外であるため、共同企業体の構成員とはなり得ません。ただし、大学関係者を外部人材として活用することは可能です。
競争参加資格	44	競争参加資格申請は必要ないのでしょうか。	必要ありません。
資格要件	45	提案企業は中小企業ですが、発行済株式の総数又は出資金額の100%を別の中小企業が所有しています。この別の中小企業は大企業の支配下にある場合応募は可能ですでしょうか。	みなし大企業にあたりますので、提案企業として応募いただくことはできません。
重複応募	46	【普及・実証事業】 現在、来年3月末までの予定で案件化調査を実施中ですが継続して普及・実証事業に応募できますか。応募期間に制限がありますか。	募集要項に記載通り、応募制限はありません。案件化調査実施中でも応募は可能です。ただし、契約期間の重複は認められません。
重複応募	47	【基礎調査/案件化調査】 当社では提案製品・技術や国が異なる2つの案件をそれぞれ基礎調査、案件化調査で提案を検討しています。ただし、よくある質問No. 10.、及び募集要項P. 4の「(2)本制度の対象外となる提案」を読むと、同時期に応募すると両方とも無効扱いになる、と読み取れます。ただし、公示前に国内事業部中小企業支援調査課に電話にて問い合わせた際には「事業内容及び国が異なるで、かつ基礎調査と案件化調査にそれぞれ出す分には妨げない」というフィードバックを頂いていた。当社としては公示前に回答頂いた内容を前提に準備を進めていた中で、募集要項の左記の記述によると、どちらか一方しか出せないように見えるが、どちらが正しいのでしょうか？また、合わせてこのような認識のギャップが生じた要因について開示可能な範囲で教えていただきたい。	同一の法人が2つの案件を基礎調査と案件化調査に提案する場合、募集要項説明会別添資料「よくある質問」No. 10、ならびに募集要領 P. 4「(2)本制度の対象外となる提案」に記載の通り、提案製品・技術や国が異なっても重複応募と判断し、いずれの提案も無効となりますのでご注意ください。 なお、事前の電話でのご質問は、「B社（応募主体）+A社（外部人材）」と「C社（応募主体）+A社（外部人材）」が、異なる製品や国の提案を基礎調査と案件化調査に分けて提案することが可能かとの質問と理解しておりました。この場合、重複応募とは見なしません。 募集要項の記載事項が正となりますことご理解ください。
重複応募	48	中小企業海外展開支援事業以外のJICA事業（例えば民間連携部のSDGsビジネス調査等）の応募は可能ですか。	可能です。ただし同時期に人員の重複配置が生じないよう配置計画に留意願います。
重複応募	49	提案企業が重複応募できないことは分かりましたが、外部人材（コンサルタント）は可能ですか。	可能です。ただし同時期に人員の重複配置が生じないよう配置計画に留意願います。

重複応募	50	内容の異なる事業についてであれば、同一の提案法人が、今回の案件化調査に重複して応募することは認められるとの理解でよいですか。	応募いただくことはできません。
共同企業体	51	複数企業による応募は可能ですか。	共同企業体として応募可能です。
調査実施国・調査実施国政府関係機関関連			
調査実施国政府関係機関	52	【基礎調査/案件化調査】 公的機関のカウンターパート候補が必須ですか。	案件化調査はカウンターパート候補を想定する必要があります。基礎調査に関しては（ビジネスの相手先として）官公需、または民需などいろいろなパターンが考えられる。カウンターパート候補は、必要はないが、もし官公需があるなら想定されておいた方が良いです。
調査実施国政府関係機関	53	【普及・実証事業】 e-Learning の案件として事業実施国内の国公立大学をカウンターパート機関とした場合、日本でいう文科省の合意了承を示す書類または運用時に何らかの関与が必要になるか。同様に、医療システムの案件として事業実施国内の国公立病院をカウンターパート機関とした場合、日本でいう厚労省の合意了承を示す書類または運用時に何らかの関与が必要になるか。	各国ごとに法律等によって中央政府機関の関与の程度が異なりますのでカウンターパートに確認願います。なお、カウンターパートには、機材関税等の減免対応、必要な予算の確保や当該国での便宜供与等が求められます。
調査実施国政府関係機関	54	【普及・実証事業】 評価項目として「カウンターパートの協力の度合い」で具体的な事例はありますか。 カウンターパートは、実証地の提供や実証への協力はもとより、セミナー開催がある一方、カウンターパートに調整委員会など設置を考えているが、他にどのような事例があるか教示ください。	募集要項別添資料の協議議事録（M/M）を参照願います。カウンターパートにどのような役割を担って頂くか、その内容が明確になっているか、積極的にその任に当たる姿勢が有るがなどにつき、問われます。 これは該当国、分野、製品によって異なるので定型のものではありません。普及セミナーの他に関係機関の協力・連携の度合い、課題ニーズに対する的確な啓発も重要と考えます。
調査実施国政府関係機関	55	【普及・実証事業】 国公立病院と協議議事録（M/M）を取り交わし、「病院は自治を持っているため、関連する政府機関に相談することなくプロジェクトの実施を円滑に行うことができる」と予定しています。このようなM/Mを取り交わしたとしても上級官庁の関与が必要ですか。	国公立病院に外国機関との契約締結や関税等の減免の権限やカウンターパート負担分の予算確保、各活動における便宜供与が行えるか否か確認願います。これらが支障なく行えるのであれば問題有りません。
経費関連			
銀行保証	56	銀行等または保証事業会社の「保証書」内容に関し、ご教示願います。	金融機関（銀行、信用金庫等）及び保証事業会社（業界団体等）が独自に取扱っておりますので詳細は当該機関にお問合せ願います。
製造原価	57	【普及・実証事業】 機材は原価の支払いのみとの理解で良いですか。	原則は、損益計算書（P/L）を用いた利益控除方式で、自社製の機材費を算出します。詳しくは経理処理（積算）ガイドラインの15～16頁を参照願います。

機材据付	58	【普及・実証事業】 他社機材の調達・据え付けに関して、調達先の業者が設置する場合、その経費を機材費として計上するのか、または直接経費になるのでしょうか。	(機材調達と据え付けが) 同時であれば、機材費での計上が可能です。状況により異なりますので、詳細は契約交渉時に確認させて頂いた上での対応となります。
見積金額内訳書	59	関係様式に「見積金額内訳書(年度毎内訳)」がありますが、これは企画書を提出する段階で必要でしょうか。	企画書提出時に提出願います。
見積根拠資料	60	見積根拠資料は、精算時には必須ですが、提案時にも必須でしょうか。	企画書提出の際に見積根拠資料を提出いただく必要はありません。 ただし、見積書は根拠資料に基づき作成されるため、その提出時点では提案法人が根拠資料を取得済みであると想定します。そして、採択後の契約交渉段階では、見積計上価格の妥当性を確認するための資料として、その根拠資料の提示をお願いしております。 なお、精算時には請求書や領収書等の証憑書類は必須ですが、見積根拠資料は不要です。
旅費・日当	61	当社の業務従事者の人件費は経費に計上できませんが、日当は計上できますか？また、外部人材の人件費は経費に計上できますが、日当は計上できるのですか。	提案法人及び提案法人の補強、そして外部人材の「現地業務期間」の間は、JICA との業務委託契約の中で日当を計上できます。
航空費	62	イエローカードが必要のない国での調査の場合、経費優先により、イエローカードを必要とする国へ経由しなくてはならなくなります。その場合は、イエローカードがいないルート(乗り換え1回・高い)、イエローカードがあるルート(乗り換え2回・安い)どちらを選択すべきですか。	イエローカード取得の必要、不要に関わらず、最も経済的な経路での航空費にて申請ください。
航空費	63	経由地での宿泊の定義は、「午前0時以前に経由地に到着し、6時間以上滞在した後、午前0時以降に出発する」こととするとありますが、経由地で3時間～5時間程度の場合は通算フライト時間としてカウントして良いのでしょうか。	乗継待ちの時間は除きます。 経理処理(積算)ガイドラインの20頁をご参照ください。
航空費	64	現地で活動する外部人材(日本人)が本事業を主とする打ち合わせで帰国した場合は、その方の航空賃は往路のみ、復路のみ等であれば計上することが可能ですか。	目的が受注者内あるいは所属先との打合せの場合は、往復片道にかかわらず、計上できません。 一方、JICA との打合せ又は日本での調査のため当該外部人材の日本渡航が不可欠な場合(最終的には契約交渉で確認します)は、計上可能です。
航空費	65	航空券の見積で、日本⇄対象国が前提とされていますが、第3国在住の外部人材がいる場合、日本に帰らずに対象国へ行った方が合理的ですが、その場合も日本から対象国という経路で出さねばいけないのですか。	第3国在住の外部人材についても計上可能です。在住国を「日本」(出発地)に置き換えて進めていただきます。ただし、日本に寄る必要がない場合には日本からの渡航費の計上は不可です。日本で打合せがあったとしても必要性がなければ計上できません。経理処理(積算)ガイドラインの頁をご参照ください。



航空費	66	「復路の変更可能な正規チケット」とありますが往復変更可能というチケットは購入できないのですか。  見積を2社以上、というのは見積作成時だけ必要なのですか、渡航の際に毎回取る必要がありますか。	往復とも変更可能な正規チケットでも、可です。現実には往路スケジュールを確定してから航空券を購入する場合が大多数であるため、経理処理（積算）ガイドラインでは復路の変更が可能という表現としております。  契約締結後は、渡航毎に見積を取る必要はありません。
航空費	67	近畿地方に所在する会社が現地渡航する際に、関西国際空港発現地最寄空港のフライトがなく、成田国際空港発のフライトに乗らざる得ない場合に、成田国際空港発までの旅費を契約金額の中で計上できますか。	計上できます。 なお、近畿地方の方が関西国際空港からのフライトに乗る場合の内国旅費は、経理処理（積算）ガイドライン 24 頁の「表 5【内国旅費の基準額（2017 年 8 月現在）】」をご確認ください。
支払方法	68	前払、部分払は契約締結時に明確化されるのですか。	前払、部分払の希望があれば契約交渉時に伝えていただき、契約書は支払いについて明確化したうえで、契約締結となります。
現地再委託	69	現地再委託の際には見積が必要ですか。	採択後に提出いただきます。3社見積が望ましいですが、2社でも可能です。
現地再委託	70	現地再委託費で現地の大学に調査やデータの収集を依頼したいが、国立、私立に関わらず可能ですか。	私立・国立に関係なく可能です。
見積金額内訳書・見積金額内訳明細	71	見積金額内訳明細の人件費入力方法について、業務従事者の名前は全員記入しなければいけないのですか。	業務従事者名は基本的に入力する必要がありますが、応募段階では業務主任者及びチーフアドバイザー以外については、原則として、契約締結時までに確定させれば未定でも結構です。
見積金額内訳書・見積金額内訳明細	72	見積金額内訳書について、精算時に費目間流用をするなどして内容を変更することは可能ですか。	基本的に費目間流用は可能ですが、受注者裁量で変更可能な項目とそうでない項目があります。
輸送費	73	【案件化調査】 日本で生産した薬品を途上国で試供する場合、経費の計上はどこまで可能ですか。	案件化調査では往復輸送を原則としていますが、消耗品に限り片道輸送を認めています。輸送費の計上は可能ですが、薬品製造原価の計上は不可です。
輸送費	74	【案件化調査】 資機材の輸送費を認めますが、カウンターパートに譲渡する場合、片道のみ経費計上は可能ですか。	往復計上が基本のため、片道のみでは経費計上は不可です。
輸送費	75	第三国（日本、事業実施国以外の国）から事業実施国に機材を輸送し、調査終了後に第三国に機材を持ち帰ることは可能ですか？機材については、第三国に所在する提案法人の子会社が所有する機材の輸送を想定しています。	原則としては日本からの調達を想定していますが、第三国から資機材を調達することは可能です。ただし、第三国への再持込みが可能かどうかは、第三国の関係法令等の確認が必要です。
渡航費	76	外部人材が、事業対象国以外に渡航した場合、渡航費の申請はできますか。	経理処理（積算）ガイドラインの 18 頁にある通り、事業対象国外への渡航は想定されておりませんので、経費計上の対象とはなりません。

本邦受入活動	77	【案件化調査/普及・実証事業】 本邦受入活動費について、宿泊費の経費計上は可能ですか。	経理処理（積算）ガイドライン 28 頁に記載の通り、宿泊費の計上は不可です。航空賃と本邦受入活動業務費のみ計上可になります。受入人数に関係なく、本邦受入日数に規定額を乗じて費用算出します。
本邦受入活動	78	【案件化調査/普及・実証事業】 相手国政府機関の職員の受入れ研修を、日本でなく第三国で実施することを検討していますが、可能ですか。	原則、日本の技術や製品、ノウハウを想定した研修としております。第三国での研修が必要不可欠である場合は、契約交渉時にその詳細を確認した上で判断します。
計上経費	79	【案件化調査】 5000 万円枠の 2000 万円部分は機材の輸送費のみが対象なのですか。	それ以外にも、機材の輸出及び効果確認に関わる各種調査経費も対象となります。
機材損料	80	【普及・実証事業】 機材の性質上、譲与が困難な場合等は JICA 所有とせず、提案法人が所有する機材に対し JICA が損料を支払う…とありますが、現地機関に破損するまで貸出可能と理解致します。仮にこの事業期間中に、現地機関と契約が設立し弊社の機器を購入となった場合、提出済み見積書からこの機器原価代を削除した見積金額に対し支払われるという理解で良いですか。	相手国機関への譲渡が困難な場合は、契約時に「損料扱い」とする旨を決めて頂きます。この場合は経理処理（積算）ガイドライン 14～15 頁に沿って、本案件が終了するまでの間の損料を支払います。また、JICA との業務委託契約で購入し、普及・実証事業で使っている機材を販売することはできません。
機材所有	81	【普及・実証事業】 損料扱いの機材の所有権は提案法人との理解で良いですか。	その機材が提案法人所有のものであれば、その通りです。
製造原価	82	【普及・実証事業】 「製造原価が真正なものであることについて説明できる責任者」とは、現地関連会社の責任者がこれに当たっている場合は、この者でよいですか。それとも申請会社所属者が押印すべきですか。	提案企業の製品であれば、提案企業から説明・押印願うこととなります。なお、現地関連企業は、別法人と考えております。
製造原価	83	【普及・実証事業】 上記 間接労務費・間接経費の見積り金額内訳書への記入で、「機材様式（別紙明細）」に記入することとなると思いますが、労務費項目はあるものの、間接労務・間接経費は購入費・工事費に含めて記入すべきですか。	自社製品を原価で計上する際の見積書の記載方法に関する御質問であると理解します。 見積書（『見積金額明細』機材費積算表または『別紙明細書』）には、機材ごとに、単価の総額のみを記してください。間接労務費、間接経費等の原価構成要素それぞれの金額は、見積書ではなく見積根拠資料として御提示いただき、契約交渉の中で確認します。
製造原価	84	【普及・実証事業】 間接労務費・間接経費の配賦基準は社内基準に基づいたものでよいでしょうか。別途決まりがありますか。	製造原価の積算について、積算項目、書式等の決まりはありませんので貴社基準を適用願いますが契約交渉時には、その根拠を明示し説明願います。
製造原価	85	【普及・実証事業】 HDG（ハイデガス）セメント製造原価の要素は、次の範囲内と考えてよいですか？ ①HDG 生成：材料購入費（a, b）及び輸送費（c）、加工費（d）	経理処理（積算）ガイドライン 16 頁に記載の「b）製造原価要素の積上に基づき製造原価を算定する方式」とおり、一般に公正妥当と認められた会計基準である「原価計算基準」に合致した製造原価計算であることを説明頂いた後に、範囲内外を確認します。

		<p>②HDG セメント製造：材料費（e） 輸送費（f, g） 加工費（j） 梱包費（n）</p> <p>③製造に関わる（品質検査等）人件費（k, l）</p>	
計上可否	86	<p>【普及・実証事業】</p> <p>HDG セメント製造後、キリバスまで輸出までの間、換気設備のある倉庫に保管しておく必要がありますがこの場合の保管料を見積りに計上できますか？また、保管倉庫の所有者が提案企業に所属している場合は（保管倉庫は個人名義）費用を計上できますか。</p>	<p>保管料を輸送費見積りに含め計上できます。（CIF）また、提案法人所有の倉庫であれば計上できませんが、明らかに別法人、個人所有であれば見積合わせの上、輸送費として計上できます。</p>
計上可否	87	<p>【普及・実証事業】</p> <p>HDG 使用のコンクリート工事に先立ち、現地の砂を使った適正配合を日本で検討する必要があります。その際、日本で実施する圧縮試験強度、耐酸性試験、各種試験等の資材を現地からの資材購入・輸送費（海上輸送）として費用を計上できますか。</p>	<p>本案件実施において必要不可欠な「試験」であれば現地からの資材購入・輸送費（海上輸送）は費用として計上できます。</p>
計上可否	88	<p>提案法人の本事業経費精算処理業務等のために税理士等を外部人材として委託し、人件費を払うことができますか。</p>	<p>経費精算処理業務に外部人材が従事することは、基本的に想定していません。</p> <p>理由は、①提案法人に経理業務の経験がないことは想定困難であること、②本事業精算手続きは書式や事務作業としては法人の通常経理とは異なるものの簿記等の知識は要しないレベルであることによります。</p>
計上可否	89	<p>地域活性化に関する、大学との連携について伺います。ノウハウはないが、地元の大学との連携をする場合の費用計上できますか。</p>	<p>大学等との連携に関しては、大学側の人材に担当分野のノウハウがないのであれば、外部人材として入ってもらう必要があるかどうかなどその妥当性を契約交渉で確認致します。</p>
計上可否	90	<p>【普及・実証事業】</p> <p>現地関連会社にて組立・施工する際に発生する直接労務費の計上基準は、「現地工事費」に記載のある「技術者を派遣する場合」と同じく、（【I . 人件費】1）直接人件費の【格付と基準月額表】に示す格付4号の基準月額が上限）を計上することが可能とされておりますので同じ基準で良いでしょうか。（現地在住に付き旅費は支給されないものとします）なお、この場合の見積書は現地関連法人の見積書でよいでしょうか。自社製品につき、外注委託が出来ず現地関連会社にて利潤を得ずに組立・施工する必要があります。</p>	<p>格付4号基準月額は「上限」であり、これを上回らない単価の範囲で、当該業務にかかる労務費として適正な金額を計上してください。</p> <p>金額の適正性については、根拠に基づいて契約交渉で御説明をいただき、確認します。関連法人見積書に基づく金額設定の場合も、同様にその適正性を確認します。</p>

計上可否	91	<p>【普及・実証事業】 事業内容上、通信キャリア、クラウドサーバー会社を利用することを想定しているが、これに必要な経費を計上可能ですか。</p>	<p>事業としての一貫性、必要性が認められる場合は、経費として認められます。一方で、事業終了後の相手国政府の後年度費用負担の可能性について、企画書で説明願います。</p>
計上可否	92	<p>【普及・実証事業】 第3国で製造した機器に対する費用を含めることは可能ですか。また、メンテナンスの費用も含めることができますか。</p>	<p>必要な機器を第3国から調達する場合も計上可能です。案件終了までの間に関するメンテナンス費についても同じく計上可能です。</p>